

# ないえちよう しょう ふくしじょうれいせいいてい はいけいなど 奈井江町おもいやりの障がい福祉条例制定の背景等

はじめに・・・

へいせい ねん がつていれいきかい ないえちよう しょう ふくしじょうれい  
平成25年3月定例議会において、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」  
を制定しました。

この条例は、障がい施設関係者、障がい当事者、障がい当事者家族、  
しょうこうかい しょうくいん がっこうかんけいしや ほけんし ちいき だいひょうしや めい いいん こうせい  
商工会、JA職員、学校関係者、保健師、地域の代表者など18名の委員で構成  
された、「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」で7回の協議検討を経て、  
つくりあげました。

しょうれいせいいてい はいけい がいよう い か  
条例制定の背景や概要については以下のとおりです。

.....

## 《1. ふくし けんこう 福祉と健康のまち》

ないえちよう  
奈井江町は、「おもいやり明日へ」をまちづくりのテーマとし、きゅうそく しんてん  
急速に進展す  
るちょうしやうし こうれいかしやかい たいおう ほけん いりよう ふくし せつきよくてき  
超少子・高齢化社会に対応するため、保健・医療・福祉のまちづくりを積極的  
に進め、へいせい ねん かいちよう ねん けいき けんこう ふくし せんげん  
平成6年・開町50年を契機に「健康と福祉のまち」を宣言しました。

まちでは、しょうし こうれいしやふくし ちょうきてきてんぼう た てんかい ぶんかい  
少子・高齢者福祉を長期的展望に立ち展開するため、国外の福祉  
せんしんこく まな かんが とうじ こうせいしやう いらい へいせい ねん  
先進国に学ぶべきと考え、当時の厚生省に依頼し、平成6年にフィンランド  
きょうわこく ちょう しょうかい  
共和国・ハウスヤルピ町を紹介されました。

いっかせい お こくさいこうりゆう ふくし こんかんてき  
一過性に終わりがちな国際交流に「福祉」というまちづくりの根幹的なテ  
マを持たせることによって、目に見える形での交流が進み、翌年には、異例の  
はや ゆうこうとし ていけつ いま こうりゆう つづ  
速さで友好都市の締結をしたところで、今でも交流が続けられています。

ここでまな こと、あと とくべつようごろうじん けんせつ じちたいかんきょうりよく  
学んだことが、後の特別養護老人ホーム建設や、自治体間協力によ  
る、ぜんこくはつ かいごほけん こういきか つな  
全国初の介護保険の広域化に繋がっています。

## 《2. 障がいのある人も平等で人権もある》

奈井江町には、様々な障がいを抱えて、障がい者手帳の交付を受けて生活している方々が600人以上、人口の1割程になります。

この10年間で約22%増加しており、今後、高齢化や社会変化等により更に増加するものと考えられます。

町は、従前から障がいのある人もない人も住み慣れたまちで共に安全で安心して暮らすまちづくりこそが大切なことであると考えていました。

奈井江町には、障がいのある人を受入れる施設として、「北海道拓明公社」、「障がい者支援施設ないえ」などの社会福祉法人施設やグループホーム・ケアホームがあり、地域に開かれ、皆が安心して暮らせるよう、施設職員の方々が日々努力されてます。

しかしながら、町民の理解は深まりつつあるものの、依然として障がいのある人や、障がい者施設に対する偏見や差別、不利な扱いがあるのも事実で、社会参加の妨げとなっています。

## 《3. ハウスヤルビ町で感じたこと》

友好都市・フィンランド共和国・ハウスヤルビ町で学び、フィンランドの福祉の基本・根底には「一人ひとりの尊厳を大切にする」こと、「平等の上に福祉が成り立っている」との考えがあります。

子どもであっても、高齢者や障がいのある人であっても、正面から話をし、それぞれの人権をととても大切にしていること。

また、障がいのある人には「何ができないか」ではなく「何ができるか」を探しながら支援する姿勢は、自立を促し、プライバシーを重視し、そして人権を尊重する姿勢にあります。

## 《4. 障がいのある人と共に》

町の大きな柱の一つに、子どもから高齢者、障がいのある人、全ての町民は平等であることです。

- (1) それぞれが地域における役割を担い、理解を深め協力すること。

(2) 障がいに対し区別することなく、人権を尊重し合うこと。

(3) 地域社会の対等な一員として、あらゆる分野の参加を目指すこと。

そのためには、障がいのある人の自立を促すことも大切と考えています。

自立とは、社会や他人に頼らず生きることと考えがちですが、自己決定権を持って、自分の出来ることをすることも自立です。

これら、あらゆる視点から、心が通じ平等の立場で、それぞれが地域での役割を担い、皆が一体となり共に暮らす町が、全ての町民の願いです。

## 《5. 町民が目標とする条例の制定》

町・町民がそれぞれの役割を果たすために、「障がいを持った方の考え方や目指す方向はどこにあるのか」、「私たち町民は何をすればいいのか」、町民の目標となるものがが必要です。

そのためには、ノーマライゼーション理念はもとより、障がいのある人も、「まちづくりのパートナー」として位置づける必要があります。

町では、平成17年に「まちの憲法」となる、「まちづくり自治基本条例」を制定し、人権尊重・住民自治・相互扶助などを基本理念に置き、共に安心して暮らしやすい、協働のまちづくりを定めています。

その中で、障がいのある人が地域社会の一員としてまちづくりに参加する機会を保障しています。

平等の上に福祉が成り立ち、障がいのある人を特別に扱うのではなく、自立を保障している、福祉の先進国フィンランドの考え方などを取り入れながら、町のスタンス、支援のイメージを示す必要があります。

障がいに関わる施策、社会保障は全国一律の制度として法律で定めています。

しかし、自治体が地域の実情を反映し、皆が一体となり、まちづくりを進めるためには、情報の共有や参加が必要ですが、法律にはそのようなことは書いてありません。

地域の実情を反映し、地域にふさわしい、独自のルールや目標、目指す姿を定め、町民全体が参加するための共通した理念・意識が必要であり、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」を制定しました。

.....

## 《6. 条例制定までの経緯》

### 障がい者地域自立支援協議会

条例を作るに当たり、「北海道障がい者条例」、「国連の障がい者の権利に関する条約」の考え方などを参考とすると共に、障がい者の施策などを協議する「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」で内容の検討をしました。

### ● 協議会の開催状況

日 程	内 容
平成24年8月1日	第1回奈井江障がい者地域自立支援協議会
平成24年9月11日	第2回奈井江障がい者地域自立支援協議会
平成24年10月29日	第3回奈井江障がい者地域自立支援協議会
平成24年11月7日	第4回奈井江障がい者地域自立支援協議会
平成24年11月20日	第5回奈井江障がい者地域自立支援協議会
平成24年12月13日	第6回奈井江障がい者地域自立支援協議会
平成25年2月19日	第7回奈井江障がい者地域自立支援協議会

.....

## 《7. 条例の基本理念》

この条例は、町民共通の目標、基本的な考え方となるべき、理念を定めた条例です。

「平等と人権尊重」、「理解と権利擁護」、「協働と共生」、「自立と参加」の4点の基本理念を定めています。

障がいのある人もない人も共に、分け隔てなく、安心して暮らしやすいまちづくりを進めようというものです。

### 《障がいに対する理解》

協議会において、障がいに対する理解が不足している、との意見が多く出さ

れました。

「障がい者にどのように接するべきか、理解してほしい」

「地域の方が普通に、平等に接することが必要だ」

「地域で交流・体験することが大切だ」、など、

障がいについて、皆が理解すること、相互に意見を出し合うことが重要であることがよく分かります。

### 《障がいに対する差別や誤解、偏見》

生活の場が地域の中であり、共に生きるためには、差別や不利益、虐待があつてはならず、人権を尊重することが重要です。

障がいのある人からは、こんな意見が出されました。

「道に迷ってウロウロしていたら、不審者と思われ警察に通報された」

「気持ち悪がられた」、「精神障がいと聞いただけで皆が引いてしまう、イメージが悪い」

これらのことは、障がいについて知らないことからの誤解や差別に繋がり、虐待についても見えづらい難しさもあります。

差別や虐待のない社会にするには、町民全体が共通の意識を持ち、人権の尊重、権利擁護を進めることがとても重要なことです。

「障がいに対する理解」と通じるものがありますが、施設を見学し体験することや、地域での交流を深めることによって、理解を進める大きな役割を果たすものと考えています。

### 《障がいの範囲をどのようにするのか》

この条例において、障がいをどのように定義するか、どのような範囲とするのか、この条例を生かしていくために、とても重要な意味を持ちます。

障がいの枠を法律のとおり決めては、今までと同じ状況であり、逆に範囲を広げると、必要な支援がどんどん広がります。

近年、障がいは多様化・複雑化しており、障がいの谷間を埋めるためにも、考え方を大きく2つに定義することとしました。

二つは、手帳や診断書により判断し、支援の必要性で対象者を判断するもので、現行の法律にほぼ近い形です。

障がい当事者個人に関わるもので、法律や条例によって様々な支援を受けられる括りです。

二つ目には、町の実情を反映させること、社会参加やバリアフリーを考えるとときなど間接的な支援として、様々な事情により、他の者と平等に社会参加することが妨げられる状態としています。

このように、支援の必要性や社会参加など、あらゆる視点から、幅広く捕らえたことが、特徴的な考え方の一つと言えます。

このことは、国連の条約では、障がいの範囲は固定的観念ではなく、幅広く想定していることにも繋がるものと考えています。

#### 《障がいのある人の責務と自立》

もう一つの特徴として、「障がいのある人の責務・自立」を求めています。

このことは、障がいのある人も、対等なパートナーとして、自立と参加に努めるとの考え方です。

自立とは、社会や他人に頼らず生きることではなく、自己決定権をもって生活すること、自分の考えで行動することを言います。

協議会において、「障がいのある人に責務は必要ないのではないか」

「プレッシャーにならないか」との意見がありましたが、「ハンディを持っている人自身も責任を持ってもらうこと、努力することが必要」、「責務があることで、障がいのある人にとっても条例が身近になる」との意見がだされたところでした。

「何が出来ないか」ではなく「何が出来るか」を探しながら、自立を促すこと、参加することで、地域との関係が生まれるものと考えています。

#### 《雇用と就労》

地域で暮らしていくためには、就労などによって自立を支援することも重要な考えで、北海道の障がい者条例の柱の一つです。

障がい者自立支援法に基づき、施設内外で就労についていますが、平均賃金  
が安いのが現実です。

ハローワークを利用しても就職先が少なく、現実には非常に厳しい状況に  
あります。

北海道の施策と共に、町、事業者、関係団体などが連携して雇用の確保、  
就労の支援、障がいのある人の事業所などの製品を、積極的に購入するこ  
となどが支援に繋がるものと考えています。

## 《今後の取り組み》

今後の取り組みについては、障がいのある人にも分かりやすい広報やガイドブ  
ックの発行を予定しているほか、協議会委員の研修会開催なども計画してい  
ます。

今年度秋にオープン予定の「交流プラザ みなクル」では、子どもから高齢者、  
障がいのある人が気軽に利用してもらうため、北翔大学と連携して、障がい  
の日、高齢者の日などを設定するなど、様々な取り組みを予定しています。

また、町の様々な施策を検討する「まちづくり町民委員会」の委員として、  
障がいのある方を願うするなど、皆が一体となり条例がより身近となるよ  
う進めていきたいと考えています。

人々の意識を変えることは容易ではありません。様々な場面で声を聞き、ど  
のようなことが求められ、実践していくのか、この条例を活かしていくのは、  
制定したこれからの大切なことと考えています。

## 《子どもの権利に関する条例と共に》

奈井江町には、もう一つ特徴的な条例として、平成14年に制定した「子  
どもの権利に関する条例」があります。

この条例においても、子どもを保護の対象ではなく、権利の主体と位置づ  
け、まちづくりのパートナーとして情報の共有、様々な形での参加、声を聞  
くことが重要ポイントであることを経験しています。

市町村合併における子ども投票、学校統合における子ども議会など、子ども

たちが大人を刺激する結果が表れています。

子どもと大人は平等であり、子どものことを理解し、人権を尊重し、権利は与えられるものではなく生まれつき備わっていることなど、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」と同様の考え方です。

### 《おわりに》

この条例は、町のスタンスを示すものです。

障がいのある人は、暮らしづらさを日々感じて生活し、その要因は多種多様であります。

障がいのある人が暮らしやすい町は、私たちにとっても暮らしやすい町だと考えています。

障がいと、どのように接して行くべきなのか、障がいのある人を孤立させないためにも、分け隔てなく暮らすためにも、ある意味、私たち「障がいのない人」のための条例でもあります。

.....

### 【問い合わせ先】

奈井江町役場おもいやり課福祉係

〒079-0392

北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地

TEL 0125-65-2119

FAX 0125-65-2809

e-mail [fukushi@town.naie.lg.jp](mailto:fukushi@town.naie.lg.jp)